

安全衛生教育促進運動

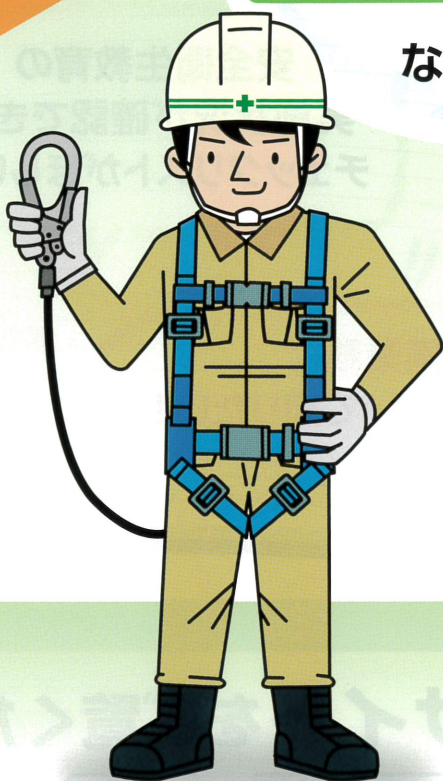


事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



2019年2月から、
高所作業における
墜落制止用器具は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の修了が
義務づけられました!

正しい知識で 職場を安全・健康に!

死亡者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上之死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

特に、**雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等**を徹底するとともに、**改正安全衛生教育等推進要綱**で実施対象に追加された**安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職**などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への**能力向上教育**が大変重要となります。

また、2019年2月には、**高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけ**られました。その徹底を図ることも大切です。

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」（2016年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

テキストは
どこで入手できるの？

技能講習・特別教育が
必要な業務を知りたい！

技能講習や
特別教育はどこで
実施していますか？

フルハーネス型墜落
制止用器具の使用にあたって、
どのような教育を
受ければよいの？

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストがほしい！

電気自動車等の整備業務に
従事する者への特別教育について知りたい！

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

で

検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296（中災防本部）

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構（順不同）